

選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書

現行の民法の下では、婚姻に際して、夫婦のいずれか一方が姓を改めることとされている。これに対し、希望すれば婚姻後も夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を称することができる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声がある。

選択的夫婦別姓制度の導入については、家族の在り方に深く関わる問題であるため、国において対応を検討している状況が続いており、平成27年の最高裁判決においても、「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と付言されている。しかし、現在のところ、国会での審議には至っていない。

一方、平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」においては、選択的夫婦別姓制度の導入に4割が賛成、5割が反対しており、反対の中にも、旧姓を通称として使用できるように法律を改めても構わないという意見があるなど、国民の間にも様々な意見が存在している。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度について、国民の間に様々な意見があることを踏まえ、戸籍制度等の社会的な影響範囲も含めて深く慎重に議論するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月6日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		